

## ○議案第30号 守口市廃棄物の減量及び処理並びに清掃に関する条例の一部を改正する条例案

### □□□審議経過□□□

#### ＝市民環境委員会委員長報告＝

御報告申し上げます。

本案は、市民の利便性向上や収集業務の効率化を図るため、臨時ごみ収集業務の手数料を従量制から運搬車1台あたりの料金制にするとともに、受益者負担の適正化を図る観点から、持ち込みごみにおける可燃及び粗大ごみについて、一般家庭と事業活動に伴って排出されるものを同一手数料にするなど、条例の一部を改正しようとするものであります。

本委員会といたしましては、審査を行いました結果、高齢化が進んでいる状況も踏まえ、より一層わかりやすい分別方法を周知する方途について研究するなど、引き続き、市民の理解と協力を得ながらごみの減量・資源化が進んでいくよう努められたいとの希望意見を付し、賛成多数をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、坂元委員におかれましては、市民に負担増を強いる条例案には賛成できないとの理由により、嶋田委員におかれましては、市民だけが負担増となるのは受益者負担の適正化とは言えないとの理由により、反対の意を表明されましたことを付言いたします。西尾委員におかれましては、部分的に見ると市民の負担が増えるという点も見られるが、ごみの分別を進めることで、将来的にごみの減量や市民の負担軽減にも繋がるため、また、環境保全の観点からも方向性は理解できるとの理由により、賛成の意を表明されましたことを付言いたします。

以上、委員長報告といたします。